

令和2年那審第15号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官山本哲也出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年4月4日08時30分

沖縄県池間島北方沖合八重干瀬^{やびじ}

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 4.9トン

登 録 長 11.85メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 242キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操舵室を設けたFRP製漁船で、操舵室中央に操舵輪、その左舷後方に椅子を備え、操舵輪の前には、GPSプロッターが、椅子後方に魚群探知機及びレーダーがそれぞれ取り付けられ、a受審人が単独で乗り組み、そでいか旗流し漁の目的で、船首0.5メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和2年4月2日18時00分沖縄県池間漁港を発し、同県宮古島列島北方沖合30海里の漁場に向かった。

ところで、宮古島列島は、沖縄県宮古島、同県池間島など八つの島からなり、池間島北方には、南北約7海里、東西約4海里に及ぶ広大な八重干瀬と呼ばれる約0.3メートル干出するさんご礁群が存在していた。

また、a受審人は、漁業に従事して9年になり、平成26年に小型船舶操縦士の免許を取得後、Aの船長として乗船し、沖縄県牧港漁港を基地としてまぐろ一本釣り漁を、池間漁港を基地としてそでいか旗流し漁を行っており、周辺海域の状況は熟知していた。

a受審人は、前示漁場に到着して操業を行った後、翌々4日05時05分漁場を発して帰途に就き、八重干瀬北灯標から006度（真方位、以下同じ。）24.4海里の地点で、針路を190度に定めて自動操舵とし、折からの潮流により左方に5度圧流されながら、機関を回転数毎分1,000にかけ、7.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、GPSプロッターを10海里レンジとし、07時頃池間島が見えてきたので、後部甲板で漁具の片付けを始め、08時21分半少し前八重干瀬北灯標から023度1.5海里の地点に達したとき、八重干瀬北端のさんご礁まで1.0海里となり、同さんご

礁に向かって続航する状況であったが、漁具を片付けることに気をとられ、GPSプロッターを見るなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

a 受審人は、その後も八重干瀬北端のさんご礁に向かって進行し、08時30分八重干瀬北灯標から051度1,200メートルの地点において、Aは、原針路、原速力のまま、前示さんご礁に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力1の北風が吹き、潮候は下げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、プロペラ翼、同軸及び舵板に曲損をそれぞれ生じたが、池間漁港に回航され、後に修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、池間島北方沖合において、池間漁港に帰航する際、船位の確認が不十分で、八重干瀬北端のさんご礁に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、池間島北方沖合において、池間漁港に帰航する場合、同島北方に八重干瀬が存在していることを承知していたのだから、乗り揚げることのないよう、GPSプロッターを見るなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、漁具を片付けることに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、八重干瀬北端のさんご礁に向かって進行し、乗り揚げる事態を招き、船体等に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年3月17日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 大 北 直 明